平成２２年（フ）第２３０号
佐賀県伊万里市松浦町桃川2990番地１
破産者　株式会社池吉建設
１　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
２　一般調査期日　平成23年５月25日午前11時
平成23年３月24日　佐賀地方裁判所武雄支部
平成２２年（フ）第６４１号
愛知県みよし市打越町畦違246番地１
破産者　鈴木　敏夫
１　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
２　一般調査期日　平成23年５月23日午後３時45分
平成23年３月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２２年（フ）第２７４号
三重県津市大里睦合町2344番地１
破産者　小菅　朗男
１　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
２　一般調査期日　平成23年６月24日午前11時15分
平成23年３月29日　津地方裁判所破産係
平成２２年（フ）第１１６号
北海道北見市高栄西町７丁目18番16号
破産者　可児日出子
１　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
２　一般調査期日　平成23年６月28日午後１時30分
平成23年３月29日
釧路地方裁判所北見支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３９１８号
大阪市中央区南本町３丁目４番８号
破産者　株式会社グレースふじ
１　期日　平成23年５月９日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４３０５号
大阪市住吉区山之内４丁目16番８号
破産者　下出　一郎
１　期日　平成23年５月９日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１９１号
岩手県遠野市青笹町糠前５地割35番地１
破産者　定信工業株式会社
１　期日　平成23年５月12日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

債権者集会等の期日

平成２２年（フ）第１６８１２号
東京都墨田区東向島３丁目14―10
破産者　鈴木　国之
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後２時
平成23年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第２３８号
北海道茅部郡森町字砂原４丁目10番地の２
破産者　西村　定一
異議申述期間　平成23年５月25日まで
平成23年３月29日　函館地方裁判所
平成１８年（フ）第３９８号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2428番地
破産者　株式会社タハラ
異議申述期間　平成23年５月27日まで
平成23年３月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２０年（フ）第３０９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原525番地ロ
破産者　佐藤　洋子（開始決定時の姓甲斐）
異議申述期間　平成23年５月30日まで
平成23年３月29日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２１年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目48番５号
破産者　有限会社喜志多建設
異議申述期間　平成23年５月30日まで
平成23年３月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第７５５号
新潟市西蒲区竹野町2487番地32
破産者　髙橋　直美
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０８６号
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　光陽運輸株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２２年（ミ）第９号
東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス
更生会社　株式会社南総カントリークラブ
主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年４月11日から平成23年４月13日までとする。
平成23年３月28日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成１９年（再）第１２６号
東京都八王子市館町５番地　サンアベニュー田倉Ｂ―101
再生債務者　有限会社皇華
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第１号
岐阜県瑞穂市別府1162番地５
再生債務者　廣瀬　賢次
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成23年４月12日まで
３　再生計画案に対する回答期限　平成23年４月15日まで
平成23年３月28日　岐阜地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１２６号
神奈川県川崎市麻生区栗木２丁目６番18号
再生債務者　株式会社コーデック
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年５月17日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年５月９日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月２日
平成23年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第３号
栃木県宇都宮市川田町1000番地１
再生債務者　株式会社カワダ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月25日
宇都宮地方裁判所第１民事部
平成２１年（再）第１号
静岡県伊豆市上船原1400番地の１
再生債務者　株式会社ＴＯＳＥＩ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月25日
静岡地方裁判所沼津支部民事部